

---

プロジェクト	税効果会計
	開示の検討
項目	－検討の進め方

---

## 本資料の目的

1. これまでの企業会計基準委員会及び税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、利用者が、その目的に応じて利用する税効果会計に関連する情報を明らかにすることによって現行の開示に対して追加すべき開示項目の候補を検討し、以下の3つを追加すべき開示項目の候補とした<sup>1</sup>。
  - (1) 評価性引当額の内訳
  - (2) 税務上の繰越欠損金に関する事項
  - (3) 税法改正による影響額
2. 当該追加すべき開示項目の候補について広く意見を求めるため、2017年1月23日及び24日に利用者、作成者及び監査人に意見聴取（アウトリーチ）を行った。その後、当該アウトリーチの概要を、前回の企業会計基準委員会及び専門委員会に報告し、事務局の提案内容について審議を行った。
3. 本資料は、当該アウトリーチ、前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、検討の進め方を整理するものである。

## アウトリーチ、前回の企業会計基準委員会及び専門委員会で聞かれた意見

4. 市場関係者（利用者、作成者及び監査人）に対するアウトリーチにおいて、聞かれた主な意見は以下のとおりである（聞かれた意見の詳細は、（別紙1）を参照）。

### 追加すべき開示3項目に関する意見

- (1) 事務局が提案する3項目は利用者のニーズを概ね満たすものである。特に税務上の繰越欠損金に関する情報については、現状よりも繰延税金資産の資産性を詳細に分析できるため、最も有用な提案項目である。（利用者）
- (2) 回収可能性適用指針の公開草案に対するコメントのとおり、作成者は、現行の開示で十分であると認識しており、開示項目を追加する場合には相応の理由が必要であると考え。事務局の分析では、現行の開示を追加する理由に説得力がない。例えば、評価性引当額に関する情報について、その内訳が開示されても税負担率への影響を分析することは困難である。また、経営者が利用していない繰越期限別の税務上の繰越欠損金に関する情報について、利用者が有用で

---

<sup>1</sup> 詳細については審議(3)-3 参考資料1（別紙1）を参照

あるとは考えづらい。仮に、IFRS との整合性を図ることを理由に開示を追加する場合、当該開示の有用性をさらに検討する必要がある。(作成者)

- (3) 事務局が提案する 3 項目について、具体的な数値の算定方法や注書きの記載内容を明確にして議論を深める必要があるのではないか。(監査人)

#### 単体開示に関する意見

- (4) 単体の情報は、税金費用が納税主体ごとに算定されるため及び分配可能額に影響するため、従前と変わらず投資判断として重要な情報になる。また、金融商品取引法に基づく開示制度において単体開示が簡素化された時に税効果会計の開示は省略されなかったことを踏まえれば、その時点と現在において税効果会計を取り巻く状況に大きな変化は見られず、開示の取扱いを変える理由はない。(利用者)
- (5) 仮に連結の開示を充実させる場合、実務負担に配慮し、単体の開示を不要とすべきである。また、税効果会計基準の導入時に比べると海外への事業展開が進展して連結情報の重要性が高まっていることや国際的な会計基準では単体の開示は求められていないことを勘案すると、単体開示の有用性は低下していると考えられる。(作成者)
- (6) 単体の開示について、例えば、連結納税制度を適用している場合に単体の税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額を開示しても、連結財務諸表提出会社のみが税務上の繰越欠損金を利用できるものではないことから、利用者にとって有用とはいえないケースもあり得ると考えられる。(監査人)
5. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において、聞かれた主な意見は以下のとおりである(聞かれた意見の詳細は、(別紙 2) を参照)。

#### 有用性に関する意見

- (1) 開示項目に関する有用性の分析において、仮に開示項目を追加した場合、利用者は当該情報を具体的にどのように利用するのか、及び、現在は当該情報が開示されていない中で利用者はどのように情報を補完しているかについて明らかにする必要があると考える。(第 354 回企業会計基準委員会及び第 46 回専門委員会)
- (2) 税法の改正に関する情報は、改正内容が広範にわたるため、IFRS のように、例えば新税が賦課された場合のような限定を加える必要があると考える。(第 46 回専門委員会)

数値の集計に関する意見

- (3) 評価性引当額の重要な増減内容に関する開示は、事務局が示す例示のように増減を特定できるケースとできないケースがあるため、開示の実行可能性について再度検討をお願いしたい。(第 354 回企業会計基準委員会)

重要性に関する意見

- (4) 事務局が示すイメージ案では、重要性に関係なく機械的に開示が求められるものと解釈される可能性があり、重要性について企業の判断に委ねられているかが明らかではないため、明確にする必要があるのではないかと。(第 46 回専門委員会及び第 354 回企業会計基準委員会)

国際的な会計基準における開示との整合性に関する意見

- (5) 事務局の提案は、国際的な会計基準の要求事項を超えている部分も見受けられるため、整合性について確認が必要であると考え。仮に国際的な会計基準の要求事項を超える開示を求めるのであれば、日本のアナリストの分析手法が欧米のアナリストの分析手法とは相違している点があるのか確認したい。(第 354 回企業会計基準委員会)
- (6) 事務局の提案内容について、IAS 第 12 号「法人所得税」で直接規定されていないものであっても、他の基準(例えば、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」や IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」)の規定も含めると開示が要求されている場合もあるため、国際財務報告基準(IFRS)の要求事項か否かの区分については、再度確認すべきではないかと。(第 46 回専門委員会)

**検討の進め方**

6. 第 4 項及び第 5 項に記載した意見を踏まえ、今後、以下のように検討する。

- (1) 追加すべき開示項目の検討(審議事項(3)-3-2)

これまで聞かれた意見を踏まえ、以下の観点から、提案項目の整理を行う。

- 事務局の提案内容の修正(第 5 項(3))
- 利用者の有用性に関する事例による分析(第 4 項(1)から(3)並びに第 5 項(1)及び(2))
- 重要性に関する検討(第 5 項(4))

- (2) 単体開示に関する検討(次回以降)

第 4 項(4)から(6)に記載したように、単体開示に関し、賛否両論聞かれていることから、これまで聞かれた意見を踏まえて、整理を行う。

(3) 国際的な会計基準において要求される開示事項との関係（次回以降）

国際的な会計基準において要求される開示事項との関係については、より明らかすべきとの意見が聞かれている（第5項(5)及び(6)）ことから、当該事項について整理を行う。

ディスカッション・ポイント

対応すべき事項についてご意見を伺いたい。

(別紙1)

**市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）の概要  
（第354回企業会計基準委員会及び第46回専門委員会における資料）**

**本資料の目的**

1. 本資料は、税効果会計の開示に関する事項について、次の市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）を実施し、その概要を報告するものである。
  - (1) 財務諸表利用者に対するアウトリーチ
  - (2) 財務諸表作成者に対するアウトリーチ
  - (3) 監査人に対するアウトリーチ

**財務諸表利用者に対するアウトリーチの概要**

2. 財務諸表利用者（約10名）に対し、2017年1月23日にアウトリーチを実施した。
3. アウトリーチにおいて、次の意見が聞かれた。

**評価性引当額の内訳に関する情報の開示**

- (1) 税効果に関する開示では、繰延税金資産の内訳項目別の増減表が最も有用な情報になると考えている。ただし、当該増減表の作成は過度な負担がかかるとして追加することができないとしても、事務局が提案している評価性引当額の主な増減内容の説明は、当該増減表を代替できるため有用な情報になり得る。
- (2) 実効税率と税負担率が乖離している場合や業績予想における税負担率が実効税率と乖離し続けている場合、提案されている評価性引当額の主な増減理由を注記情報から入手した上で、経営者との対話等から入手した分類などの情報も合わせることによって、税金費用を詳細に分析することが可能になると考えるため、事務局の提案に賛成する。

**税務上の繰越欠損金に関する情報の開示**

**（税務上の繰越欠損金に関する情報の開示は有用であるとの意見）**

- (3) 現行の開示では、多額の税務上の繰越欠損金を有している企業が、将来年度のどの時期から税金を支払うかを予測することが困難である。提案されている税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の情報や、特定の連結会社における重要な税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報は、将来キャッシュ・フローを予測する上で有用であると考えられる。
- (4) スチュワードシップ・コードが導入されたことにより、多くのバイサイドのアナリストはディスカウント・キャッシュ・フローによる予測にシフトすることが想

定され、そうした流れの中で、中長期的なキャッシュ・フロー経営の観点から、税効果に関する分析は、税負担率だけでなく資本に与える影響も重要と考えている。そのため、企業がどのような判断で繰延税金資産を計上しているのかについて理解するために、計上根拠の説明に関する情報は重要度が高いと考える。

- (5) 事務局が提案している特定の連結会社における重要な税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報の注書きは、繰延税金資産の内訳項目別の増減表を追加できないとしても、当該増減表を代替できるものとして有用な情報になり得る。仮に当該注書きにより税務上の繰越欠損金が生じた所在地国の情報が開示される場合、例えば、米国において税率が変動したときに重要な影響が生じるかどうかを分析できるため、有用な情報になると考える。
- (6) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の情報を開示することによって、繰延税金資産の資産性を分析できると考える。また、当該情報は、連結グループ全体で利益を計上している場合であっても、個社で過去に多額の税務上の繰越欠損金が生じていた場合、当該繰越欠損金は課税所得と相殺されたのか又は相殺される予定なのか、相殺されずに期限切れとなるのかに関する分析に役立つため、最も有用な提案項目であると考ええる。

なお、この情報は同業他社の情報と比較できるため、企業にとっても重要な情報になり得ると考える。

- (7) 特定の連結会社における重要な税務上の繰越欠損金に関する内容について、米国では、会計基準により要求されていなくても投資家にとって重要な情報が開示されている事例が見受けられ、我が国でも開示にあたって多大な困難さを伴うものではないと考える。なお、フェア・ディスクロージャー・ルールは株式市場において重要になってきているため、IFRS で要求されていない情報であっても、財務諸表の分析に必要な情報については開示を拡充することが望まれる。

**(税務上の繰越欠損金の期限別の情報よりも回収時期別の情報の方が有用とする意見)**

- (8) 損益予想の観点からは、税務上の繰越欠損金の期限別の情報よりも、計上している繰延税金資産が将来年度のどの時期に回収されるかを示す回収期限別の情報の方がより有用であると考ええる。

#### **単体における税効果会計に関する開示**

- (9) 単体の情報は、税金費用が納税主体ごとに算定されるため及び分配可能額に影響するため、従前と変わらず投資判断として重要な情報になると考える。

上記の理由に加えて、金融商品取引法に基づく開示制度において単体開示が簡

素化された時に税効果会計の開示は省略されなかったことを踏まえれば、その時点と現在において税効果会計を取り巻く状況に大きな変化は見られず、開示の取扱いを変える理由はないと考える。

- (10)単体の情報は、連結で開示する場合に作成することとなるので、単体開示を簡素化しても大きなコストの削減には繋がらないと考える。
- (11)日本企業の場合は、親会社が債務超過である場合などに税金費用に大きな影響を及ぼすので、単体開示は欠かすことができないと考える。なお、親会社の情報を開示した上で、重要な子会社について追加的な説明が開示されると単体開示はより有用な情報になると考える。
- (12)金融商品取引法に基づく開示制度において単体開示が簡素化された理由の1つとして、連結上のセグメント情報の開示を充実させることにより業務負荷の軽減とバランスを図ったことが挙げられていたと記憶している。そのため、単体開示の簡素化とセグメント情報の充実は、併せて検討する必要があると考える。

#### その他の意見

##### (合理的な説明に関連する開示)

- (13)企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という。)では、分類4の場合、企業が合理的な根拠をもって説明するときは分類2又は分類3に該当するものとして取り扱うことが認められている。このため、そのように取り扱うことが認められた理由が開示されない場合、投資家は、税務上の繰越欠損金が生じているにもかかわらず繰延税金資産が多額に計上されている理由がわからなくなる点を懸念する。

##### (将来の課税所得の見込みに関する情報の開示)

- (14)「将来の課税所得見込み」に関する情報については、非財務情報における開示であることを理由に開示を追加しない提案としているが、繰延税金資産の金額を算定する過程において、監査人はこの情報の信頼性を確認しているため、開示を追加しない理由とはならないと考える。仮に、非財務情報であることを理由に開示されない場合、見積りの要素のある注記項目はすべて開示されないことにならないか危惧する。

#### **財務諸表作成者に対するアウトリーチの概要**

- 4. 財務諸表作成者(約25名)に対し、2017年1月23日にアウトリーチを実施した。
- 5. アウトリーチにおいて、次の意見が聞かれた。

#### 開示に関する検討の進め方

(利用者の開示のニーズに関する分析が不足しているとの意見)

- (1) 回収可能性適用指針の公開草案に対するコメントのとおり、作成者は、現行の開示で十分であると認識しており、開示項目を追加する場合には相応の理由が必要であると考え。なお、現状の事務局の分析では、現行の開示を追加する理由に説得力がないと考える。
- (2) 利用者が企業価値を予測するにあたって、年度別の税金費用を正確に予測する必要があるのかについて疑問がある。また、翌年度の税金費用は業績予想の開示情報から入手可能であり、将来の税負担率は現行の税率差異に関する開示情報に基づき予測できるため、作成者のコストと利用者のベネフィットの観点から事務局が提案する追加開示候補については疑問がある。
- (3) 有用と考えられない項目については追加開示を求めないという方向性に賛成するが、事務局が提案する3項目の候補についても追加は不要と考える。
- (4) 昨今は、一般的に、ショートターミズムが問題視される中で、利用者が6か月から1年後の目標株価を予想するために開示を充実させるという対応は、投資家の行動や投資対象となる企業行動の目指すべき方向性とは異なるため、違和感がある。
- (5) クレジットアナリストは、経営トップ層へのインタビュー等を通じた情報収集を行った上で格付を行っていると理解している。そのため、クレジットアナリストの要望に対応して税効果会計の開示を拡充する意義があるのか疑問である。

(開示の拡充を図る場合、国際的な開示水準をベースに検討すべきとの意見)

- (6) 国際的な会計基準の開示を超えた開示を求めないことを基本原則とすべきである。
- (7) 繰延税金資産の認識は国際的な水準に近づいてきている中で、金額的に増加する可能性がある繰延税金資産の回収可能性について利用者の疑念が生じないように、説得力がある開示を行うことが必要となるケースもあると考える。

ただし、国際的な会計基準との整合性を図る際、利用者に役立つ情報かどうかを判断するにあたっては、先行している国際的な事例が有用かどうかを検討する必要があると考える。

**評価性引当額の内訳に関する情報の開示**

- (8) 税効果会計の適用において、税率の変更や税務上の繰越欠損金の繰越期限切れが生じない限り、通常は税金費用に影響を与えないと考えられるため、評価性引当額について一時差異と税務上の繰越欠損金の内訳を詳細に開示する有用性は乏し

いと考える。

- (9) 評価性引当額に関する情報について、その内訳項目が開示されたとしても税負担額への影響の分析に資する情報になると考えることは困難であるため、追加的に開示する根拠が不十分であると考ええる。

#### 税務上の繰越欠損金に関する情報の開示

- (10) 企業の経営者は、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産に対する評価性引当額の繰越期限別の情報を利用していないケースも多いため、利用者において有用であるとは考えづらく、当該情報の開示には強く反対する。

#### 税法の改正に関する情報の開示

- (11) 決算日後の税法の改正に関する情報は、IAS 第10号「後発事象」における開示として求められているように、財務諸表に与える影響が相当程度大きいものに限定されることを踏まえると、重要性に関する検討が必要であると考ええる。
- (12) 税制改正の内容は一般的に周知されている情報であり、企業が開示する必要性はないと考える。また、その影響額は将来情報であり、概算でしか把握できないため、開示する有用性について疑問がある。

#### 単体における税効果会計に関する開示

##### (単体における開示の簡素化を行うべきとの意見)

- (13) 企業活動の現状を踏まえると、税効果会計基準の導入時に比べて単体の開示の意義が薄れていることについては関係者の合意が得られているところであり、開示制度の見直しが必要であると考ええる。必要に応じて関係省庁に伝達することを要望する。
- (14) 連結の開示項目を増やす場合、作成者の実務負担に鑑み、単体における簡素化についても一定の配慮が必要であると考ええる。

##### (単体に関する開示の必要性について分析を行うべきとの意見)

- (15) 現行の開示制度を前提とするのではなく、利用者が単体における開示情報をどの程度利用しているのかについて整理を行う必要があると考ええる。
- (16) 国際的な会計基準では単体の開示は求められていない状況に鑑みると、我が国において単体の開示を必要とする理由について改めて明確にする必要があると考ええる。

#### その他の意見

##### (合理的な説明に関連する開示について)

- (17) 回収可能性適用指針における分類は、繰延税金資産について回収可能な額を計上

するという税効果会計基準の原則に係る判断のガイダンスを示したものである。開示に関しては会計基準において定められる性質のものであることを踏まえると、適用指針で定められる分類の開示を求めることは同意できないため、事務局の提案に賛成する。

**(セグメント等に細分化した開示)**

(18)セグメント情報の開示については、マネジメントアプローチに従って企業が自ら判断して開示項目を決めるものであり、事業戦略に関わるものは非財務情報で補足すべき事項であると考ええる。

**監査人に対するアウトリーチの概要**

6. 監査人（約15名）に対し、2017年1月24日にアウトリーチを実施した。

7. アウトリーチにおいて、次の意見が聞かれた。

**評価性引当額の内訳に関する情報の開示**

(1) 仮に評価性引当額の重要な増減に関する内容が開示される場合、従来から開示されている繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳の注記と組み合わせることにより、分類の情報や合理的な説明に関連する情報を推測することが可能になると考えられる。

**税務上の繰越欠損金に関する情報の開示**

(2) 税務上の繰越欠損金について、税額を控除できる額を繰越期限別に開示する情報は有用性があると考えられるが、評価性引当額を繰越期限別に開示する情報は有用性があるのか疑問がある。

**税法の改正に関する情報の開示**

(3) 財務諸表に重要な影響がある税法の改正のみ開示を求める場合には、実務上の負荷は限定的と考えられるが、海外子会社から網羅的に情報収集や影響額を算出する場合には実務上の負荷が大きいと考えられる。

**単体における税効果会計に関する開示**

(4) 連結の開示項目を追加する場合、単体の開示項目の簡素化について検討することはありませんか。

(5) 連結上の開示項目のうち単体において一部の項目のみ省略することは、開示情報の有用性の観点からその合理性を説明することは難しいと考える。このため、連結と同様の情報を単体においてもすべて開示するか、連結における全ての情報を単体では開示しないという二者択一の整理になると考える。

- (6) 繰延税金資産は会社法上の分配可能額を構成するため、単体において税効果会計に関する注記を開示する意義はあると考える。
- (7) 連結納税制度を適用している場合、単体の税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額を開示しても、連結納税親会社のみが税務上の繰越欠損金を利用できるものではないため、単体の開示に関しては利用者にとって有用とはいえないケースもあり得ると考えられる。

### その他の意見

#### (セグメント等に細分化した開示)

- (8) 国内と海外の税金費用の発生状況は異なることが多いため、米国の SEC 規則のように、国内と海外に区分した税引前当期純利益及び税金費用の開示を行うことは有用であると考ええる。

#### (企業の分類に関する開示)

- (9) 企業の分類は繰延税金資産の回収可能性の判断過程の一部に過ぎないため、当該情報の開示を求めない事務局提案に賛成する。

#### (見積りの変更に関する開示)

- (10) IFRS では、繰延税金資産の認識の根拠を開示することが求められており (IAS 第 12 号 82 項)、企業が当該認識の根拠に係る見積りを変更した場合、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて開示が求められることから、日本基準においても繰延税金資産の認識の根拠について追加的に開示することによって、見積りの変更に関する開示を求めているかどうか。

(別紙2)

第354回企業会計基準委員会及び第46回専門委員会で聞かれた意見

開示に関する検討の進め方について聞かれた意見

1. 市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）の結果を踏まえ、開示に関する検討の進め方について、次の意見が聞かれた。

(1) 開示項目に関する有用性の分析において、仮に開示項目を追加した場合、利用者は当該情報を具体的にどのように使用するのか、及び、現在は当該情報が開示されていない中で利用者はどのように情報を補完しているか、について明らかにする必要があると考える。（第354回企業会計基準委員会及び第46回専門委員会）

(2) アウトリーチで聞かれた意見の多くは、既に当専門委員会の議論で聞かれた内容と同様であるため、今後は、監査人からの提案にあるように、注記のイメージ案をさらに具体化して開示事項を個々に決定していくべきであると考えられる。（第46回専門委員会）

(3) 繰延税金資産の回収可能性の不確実性に関する情報として、本来的には、将来の業績予測に関する裏付けが重要になると考えられる。そのため、繰延税金資産の資産性について説明が必要な企業に対してその計上根拠の開示を求めるような議論は必要であると考えられる。一方、現状の検討では繰越欠損金に関する細かな情報の開示に関する議論に終始しており、当該開示が、将来キャッシュ・フローの予測という利用者のニーズに沿ったものか疑問がある。（第354回企業会計基準委員会）

(4) 連結財務諸表における税効果会計に関する注記は、開示資料の作成実務上、最後の方に完成することが多いため、監査の観点からも過度な実務負担にならないよう一定の配慮が必要であると考えられる。（第354回企業会計基準委員会）

(5) 利用者が開示を求めているのは、財務諸表に重要な影響を及ぼすものに関する事項であることを前提として議論を進めることでよいと考える。他方で、非財務情報の開示やIRにおける開示が充実していない上場企業も一定程度存在するため、財務諸表において必要な開示を求めるという視点にも留意して議論を進めていただきたい。（第354回企業会計基準委員会）

国際的な会計基準における開示との整合性について聞かれた意見

2. 市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）の結果を踏まえ、国際的な会計基準における開示との整合性について、次の意見が聞かれた。

- (1) 事務局の提案は、国際的な会計基準の要求事項を超えている部分も見受けられるため、整合性について確認が必要であると考え。仮に国際的な会計基準の要求事項を超える開示を求めるのであれば、日本のアナリストの分析手法が欧米のアナリストの分析手法とは相違している点があるのか確認したい。(第 354 回企業会計基準委員会)
- (2) 事務局の提案内容について、IAS 第 12 号「法人所得税」で直接規定されていないものであっても、他の基準(例えば、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」や IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」)の規定も含めると開示が要求されている場合もあるため、国際財務報告基準(IFRS)の要求事項か否かの区分については、再度確認すべきではないか。(第 46 回専門委員会)
- (3) 日本固有の事情として繰延税金資産の重要性が高いことを踏まえると、国際的な会計基準で開示されていないことを理由に日本においても開示を不要とする論拠には、説得力がないと考える。(第 354 回企業会計基準委員会)

### 評価性引当額の内訳に関する情報の開示について聞かれた意見

#### 3. 評価性引当額の内訳に関する情報の開示について次の意見が聞かれた。

(評価性引当額に重要な変動が生じている場合の増減内容の開示は有用であるとの意見)

- (1) 企業外部の利用者にとって評価性引当金の内訳がブラックボックスになっているという意見については、監査人の立場からも理解できるため、評価性引当金の内訳に関する開示の拡充を図る事務局の提案に賛成する。(第 354 回企業会計基準委員会)
- (2) 評価性引当額の増減内容に関する注記を求めない場合、税務上の繰越欠損金を有しない企業における開示について改善が図られないため、定性的な情報を開示することにより改善を図る方向性に同意する。(第 354 回企業会計基準委員会)

(評価性引当額に重要な変動が生じている場合の増減内容の開示は不要であるとの意見)

- (3) 評価性引当額に重要な変動が生じている場合の主な増減内容の開示は、他の開示に比べると詳細すぎるため、資料に示されている表のみ追加すれば足りると考える。評価性引当額は、各社の数値を合算したものであるため、その増減内容は各社の様々な状況に起因していることから、どの程度説明する必要があるのかが共有されないと、当該注記を求めることに作成者からの理解は得られない

いのではないか。(第46回専門委員会)

**(重要性に関する意見)**

- (4) 評価性引当額の表及び重要な変動がある場合にはその増減内容の開示を求める提案に関して、事務局が示すイメージ案では、重要性に関係なく機械的に開示が求められるものと解釈される可能性があり、重要性について企業の判断に委ねられているかが明らかではないため、明確にする必要があるのではないか。(第354回企業会計基準委員会及び第46回専門委員会)

**(開示の重複に関する意見)**

- (5) 事務局提案の評価性引当額の増減表の開示は、税務上の繰越欠損金の期限別の情報を利用すれば、容易に計算できると考えられる。開示情報が重複しないように配慮する必要があると考える。(第354回企業会計基準委員会)

**税務上の繰越欠損金に関する情報の開示について聞かれた意見**

4. 税務上の繰越欠損金に関する情報の開示について次の意見が聞かれた。

**(税務上の繰越欠損金に関する情報の開示に賛成する意見)**

- (1) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産が計上されている場合、1年ごとに5年程度開示される繰越期限別の金額は、将来の繰延税金資産の変動を予測するにあたって有用と考える。

アウトリーチにおいて、税負担率だけでなく、繰延税金資産の資本に与える影響も重要との意見が聞かれているように、リーマンショック以降、企業の財政状態が中長期的に健全に維持されるか否かも投資の判断要素として重要になっているため、資本に重要な影響を与える繰延税金資産の将来の変動可能性を予測する観点からも、当該情報は特に重要であると考え。(第46回専門委員会)

**(重要性に関する意見)**

- (2) 税務上の繰越欠損金に関する期限別の情報に関する表の開示について、事務局が示すイメージ案では、重要性に関係なく機械的に開示が求められるものと解釈される可能性があり、重要性について企業の判断に委ねられているかが明らかではないため、明確にする必要があるのではないか。(第354回企業会計基準委員会)

**(税務上の繰越欠損金の繰越期限別の情報における年度の区切り方に関する意見)**

- (3) 事務局の提案では年度の区切り方は定めないこととされているが、会計基準の文案も確認しながら検討を進める必要があると考える。(第46回専門委員会)

- (4) 税務上の繰越欠損金の繰越期限について年度の区切り方を定めないのであれば、規範性を持たせないように、会計基準等の開示例においては、1年毎に区切った例示を示さないような配慮が必要であると考えます。(第46回専門委員会)

**(税務上の繰越欠損金に係る定性的な情報の開示に関する意見)**

- (5) 税務上の繰越欠損金の繰越期限は長期にわたるため、発生原因の説明を行う際に過去に遡った情報を取りまとめる場合もあり得ることから、実務上の負担を考慮し、会社別に開示を求めるのではなく、連結財務諸表全体の説明とすべきと考えます。(第46回専門委員会)
- (6) 税務上の繰越欠損金の発生原因は、イメージ案のような具体的な情報を開示しないと利用者にとって有用な情報にならないことは理解できるが、事業遂行上の影響に関する一定の配慮も必要であると考えます。(第46回専門委員会)

**(審議資料のイメージ案に対する意見)**

- (7) 適切な開示水準に関する議論を行うために、イメージ案について以下を工夫してはどうか。(第46回専門委員会)
- より実態に即した数値例を利用する。
  - イメージ案の前提条件を示して議論を行う。
  - 「税務上の繰越欠損金」について、税率を乗じる前の金額か乗じた後の金額かについて明示する。
  - 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合に限り、定性的な情報が求められることを明記する。

**税法の改正に関する情報の開示について聞かれた意見**

5. 税法の改正に関する情報の開示について、次の意見が聞かれた。

**(具体例に基づいた検討を行うべきとの意見)**

- (1) 議論を深めるために事務局に具体例を提示いただきたい。(第354回企業会計基準委員会)

**(税法の改正に関する情報の開示を限定的にすべきとの意見)**

- (2) 税法の改正に関する情報は、改正内容が広範にわたるため、IFRSのように、例えば新税が賦課された場合のような限定を加える必要があると考えます。(第46回専門委員会)

## 単体における税効果会計に関する開示について聞かれた意見

6. 単体における税効果会計に関する開示について、次の意見が聞かれた。

### (連結と単体で開示すべき情報について検討すべきとの意見)

(1) 単体において開示項目を追加するのであれば、分配可能額への影響に関する判断に対してどのように有用性があるのかについて分析が必要であると考え。  
(第 354 回企業会計基準委員会)

(2) 定性的な説明(評価性引当額の重要な増減、税務上の繰越欠損金が生じた原因及び繰延税金資産の計上根拠)について、連結と単体の双方で開示を求める場合、親会社の情報開示が連結と単体の双方において重複することが多いと考えられる。したがって、連結と単体で開示すべき情報について検討する必要があると考える。(第 46 回専門委員会)

### (単体開示の簡素化を行うべきではないとの意見)

(3) 連結財務諸表の開示では、複数の会社の情報が束ねられてしまうことを踏まえると、重要な納税主体である親会社の開示について過度に簡素化を行うことは望ましくないと考え。(第 354 回企業会計基準委員会)

### (単体開示の簡素化について当専門委員会で検討すべき問題ではないとの意見)

(4) 金融商品取引法に基づく開示において、単体開示の簡素化が図られた時と状況に大きな変化がないため、税効果に関する単体開示の簡素化は、現段階において当専門委員会で取り扱う問題ではないと考える。(第 46 回専門委員会)

以 上